

令和 7 年第 8 回大津町議会経済建設常任委員会審議記録

議案第 5 4 号 件名 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(産業振興部 農政課)

質疑 地域計画の名称は他に似たような名称があるため分かりづらい。ある自治体では地域計画（人・農地プラン）としているところもあるが、名称についてどのように考えているか。

答弁 正式名称は農業経営基盤の強化の促進に関する計画ですが、農林水産省では地域計画という名称で事業に取り組んでいるため、町としても同じ名称で計画を策定しました。今後、分かりづらいとの意見が多いようでしたら名称変更も考えていきます。

質疑 条例改正が今回になった理由は何か。

答弁 令和 7 年 4 月 1 日付けで人・農地プランから地域計画へと要綱の改正を行いました。本来ならば、直後の 6 月定例会で改正すべき案件でしたが、機を逸してしまいました。今後は、このようなことが無いよう、適正な時期での対応を行っていきます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 6 号関連 件名 令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について

(産業振興部 農政課)

質疑 えづけ STOP とは、餌付けが多いということか。

答弁 えづけ STOP とは、熊本県が取り組む鳥獣被害防止対策で、野菜くずを畑に放置したり山林に捨てること等で鳥獣のエサ場となることが無いよう取り組みを行うことです。

質疑 講習会の対象者はどのような方になるのか。

答弁 対象者は多面的機能支払交付金事業に取り組む支部長や地域駆除隊の方を対象としています。

質疑 住家の庭に植えている果樹なども鳥獣の餌になっているため、地域の方にも餌付け問題について説明すべきではないか。

答弁 今回の受講者を中心として、地域の方へ餌付け問題について発信してもらいたいと考えています。また、町としましても、広報等で周知をしていきます。

質疑 岩戸の里跡地は全面貸し出しているのか。

答弁 全面ではなく、駐車場側の一部の砂利敷きの部分を貸し出しています。

質疑 岩戸の里跡地の貸付けは、岩戸溪谷と一体的な取り組みを検討することだったが、現在はどのようなになっているか。

答弁 岩戸の里跡地利用については、農政課だけではなく庁内全体で検討していく必要があると考えています。現時点では具体的な活用案はまだありません。

質疑 総合交流ターミナル跡地の土地の用途が社会福祉施設というのは適正なのか。

答弁 総合交流ターミナル跡地については、農政課で管理を行っていますが、町財務諸表の固定資産台帳中の用途区分では社会福祉施設のままで位置付けられていますので、財政課と協議のうえ、適正な用途区分に修正したいと考えています。

質疑 畜産環境対策総合支援事業で、環境対策に対し町が確認する手段はあるのか。

答弁 事業計画の中で環境問題に対し、環境負荷低減の緑のチェックシートの添付が義務づけられていますので、それで確認をしています。また、事業実施後は定期的な水質検査も行われますので、保健所とともに確認していきます。

質疑 畜産環境対策総合支援事業は町外の事業者でも大津町で申請を受けるのか。

答弁 農林水産事業については、事業を実施する属地で申請を受けるものが多く、今回の事業実施は大津町内の施設での実施になりますので、大津町で申請を受けることになります。

質疑 浄化槽の処理水は大津町内の水路に放流されるのか。

答弁 申請地がちょうど町境の箇所で放流先は菊陽町になります。また、水路管理者であるおおきく土地改良区との協議も終わられています。

質疑 鳥獣対策の運営はうまくいっているのか。

答弁 町が主体となり実施隊として鳥獣対策に取り組んでいますが、両猟友会も協力し活動していただいています。

（ 産業振興部 商業観光課 ）

質疑 冷水機について企業からの寄附金で設置するが、この冷水機は企業から寄附されたとの表示はするのか。

答弁 企業から寄附された事が分かるように表示を行う予定です。

質疑 寄附の経緯が変わったとのことだが、3月の当初予算の説明では、夏前に冷水機の設置が出来ればとのことだった。寄附の在り方が変わって動けなかったのだと思うが、工事費の予算はあったので、まず工事だけをやっておいて、今回の予算が通れば設置出来るような対応は出来なかったのか。また寄附の経緯が変わったということだがその経緯はどのようなものか。

答弁 今年度に入り寄附企業と話をしたところ、現物ではなく、寄附金としての寄附を考えていたということでした。その後色々と調整をし、今回寄附金の予算を計上しています。夏の暑い時期に間に合わなかったことは、大変申し訳なく思っております。
工事については現物に合わせて工事を行う必要がありますので、先に一部工事を行うのではなく、今回、一緒にやるということで進めさせていた

だいています。

質疑 今回、冷水機の予算が備品購入費として計上されている。前回の図書館や総合体育館に設置したものは工事請負費だったがその違いは何か。

答弁 今回、冷水機を予算計上する時に、工事費を増額で予算計上するのか、備品として予算計上するかを検討しました。冷水機そのものは備品ということで、備品購入費で予算計上しています。

質疑 今回の工事などは一般競争入札ではなく随意契約で行う予定か。

答弁 随契の範囲内で出来るものは随契で行い、迅速に事業を実施したいと考えており、随契で行う予定です。入札同様に複数の業者に見積もり依頼をし、業者を決める予定としています。

質疑 冷水機について、せっかく企業が寄附すると申し出をされているので、工事費も含んで寄附してもらおうと良いのではないか。あるいは設置してからその金額を寄附してもらおうと良いのではないか。

答弁 企業に相談する中で、社内の稟議で正式な額を決定しなければならないとのことでした。今回は冷水機の見積額を寄附金額として申し出いただいています。備品購入費が寄附額より安くなった場合は、差額は工事費に充てることで企業側と話がまとまっています。

意見 他の企業も寄附しようとなると思うので、PR はどんどんやった方が良いと思う。そういった企業が増えれば、町づくりにつながるのでぜひ取り組んでもらいたい。

質疑 ビジターセンター駐輪場の案内業務について、期間的に短いが今後どのように対応するのか。

答弁 今回は 15 日間の実証実験で、10 月に行う予定です。利用者に対して声掛けをして利用者の声も聴いてもらい、駐輪場スペースが少ない問題もありますので、できるだけ利用者の意向に沿って、限られたスペースを活かせるよう今後の参考にしたいと考えています。

質疑 駐輪場の案内業務について、その目的は何か。駐輪場自体がキャパオーバーしているのか、それとも駐輪の仕方とかマナーが悪くてこうなったのかどちらか。

答弁 当初、想定していた駐輪スペースよりもキャパオーバーしているのは間違いなく、ビクターセンター西側については、本来のスペースは 20 台程度ですが、倍以上に自転車が停めてあり、点字ブロックの上まで駐輪されている状態です。

東側については歩行者通路を確保しながら駐輪スペースとして活用できる部分がありますので、今回、案内業務を行うことで、きちんと整列して停めていただく意識づけ等を行っていきたいと考えています。

質疑 根本的に解決しようとする、駐輪場を増設するしかないと思う。根本的な対策を練ってもらいたいというのが正直なところ、何か考えているか。

答弁 駅周辺については、駅周辺まちづくり基本計画が策定され、今後は設備面での投資も検討していきますが、現状では出来るだけソフト面で対応して、設備投資する時に適切に設備の設置が出来ればと考えています。

質疑 スポーツ文化コミッション補助金の中でモルック大会を予定しているとのことだがいつ頃開催するのか。また、大会規模はどの程度か。

答弁 肥後おおづ観光協会が事務局で実施するものですが、時期等は未定で関係団体と協議をしながら取り組まれる予定です。

質疑 肥後おおづスポーツ文化コミッションについて、設立総会は盛大に行われたが、その後の活動が良くわからない。今までどのような活動をして来たのか。

答弁 コミッションが出来た当初は、スポーツ庁の補助金を活用しながら活動し、スポーツ庁からも表彰を受けています。

町外の人を誘客する事業を考えて、剣道体験や白川でのサップ体験を実験していましたが、コロナ流行の時期と重なり思うように活動ができない状態になりました。そのような中、令和 4 年、5 年とワンパクの森事業を 2 年間続けられています。

去年は、当初コミッションを立ち上げた時に来てもらった講師を再度呼

んで、講演会とワークショップを行っています。また、会員で台湾高尾市を訪問してスポーツ・文化の意見交換を実施されています。
そのことを受けて、今後様々な取り組みをしようと考えられています。

質疑 プレミアム商品券事業について、以前から、キャッシュレスの時代ということで、他自治体ではデジタル商品券であったり、ポイント還元事業だったり、それが一般的になってきていると話をしてきた。今回、キャッシュレスが採用されなかった理由は何か。また、どのような検討をしたのか。

答弁 今回の商品券事業は、短い期間と限られた予算の中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的に沿った事業で何ができるか検討し、プレミアム商品券事業が目的に合致し、予算的にも、期限的にも実施が可能ということで採用したものです。

キャッシュレスに取り組んでいる自治体は県内に多数ありますが、キャッシュレスだけでは高齢者の方から非常に困っているという声があると聞いております。

また、例えば荒尾市の場合は元々コロナ交付金の時にシステム開発されていて、それを必要な時に動かしていると聞いています。

質疑 大津町ではスマホ教室を行っており、高齢者の方の参加も多いと聞いている。高齢者の方が困ると言っていたのでは一生電子化は出来ない。町としても、キャッシュレスの時代になってきてどこかの段階で電子化は必要と考えているのであればその取り組みが必要ではないか、町の方向性、根本的にはどう考えているのか

答弁 町全体としても DX の推進に取り組み、進めていかなければならないと考えています。

質疑 町が土壌を作ってこなかったことが問題である。来年も同様の事業をする場合は同じ議論をすることになる。以前から電子化の話は出ているわけだから土壌は早めに作っておく必要があるのではないか。

答弁 長年の懸案事項で、デジタル化の必要性は感じています。キャッシュレス化、デジタル化を進めていくとなるとイニシャルコストの部分をしっかり考えて予算化しなければなりません。今後は様々なやり方を比較しながら引き続き検討していきます。デジタル化を考えていない訳ではない

のでコスト面も含めてしっかり慎重に考えながらやっていきたいと思います。

意見 キャッシュレスの必要性というのは世の中が変わってきていて必要か必要ではないのではなくて必然なのであり、それを認識して検討していただきたい。

質疑 デジタル化に関して、イニシャルコストの話が出ているが、高い高いと言われているがどの程度かかるかが示されていない、数字での判断が出来ない、そこを把握しているのか。
また、町内でのキャッシュレス決済普及率がどの程度あるかを教えてもらいたい。

答弁 コストの件については、町がどんなシステムを選択するかで変わってくるかと思います。明確な数字は今後、調査研究していきます。
町内のキャッシュレス普及率等についても調査したことがありませんので、今後把握する方向で進めさせていただきます。

意見 以前から、デジタル化については検討してほしいと言ってきたが、数字の面での判断が必要ではないかと思う。
デジタル化で対応する場合、数字の部分がはっきりしないとそもそも検討したのかという話になる。また、キャッシュレス決済を導入しても飲食店の場合、決済の手数料が高く、1回導入したけれど維持できなくてやめる所が出てきているという問題がある。
キャッシュレス決済を続けるのが難しい所が増えてきているのに、町が進めたところで普及するはずがない。だからこそ、数字で判断して、金額で判断して、業者の方の意見を聞いて判断していただきたい。

質疑 飲食関係者からキャッシュレス決済等は手数料を取られるし、人件費や物価高問題があり、毎日の資金繰りをしなければならないので、キャッシュレス決済等よりも現金の方が良いという話を聞く。
プレミアム商品券をデジタルで使えるようにするには、飲食関係の事業者にも普及させないといけないのでとても厳しいのではないかと思うが、いかがか。

答弁 デジタルの利便性は十分理解していますが、事業者さんの意見もありま

すし、今この中でも意見が様々あるように庁舎内で議論する中でも様々な意見が出ています。

今後意見を踏まえてしっかり検討を進めてまいります。

質疑 飲食関係にしても今の状況であれば、体力があるところしか残っていない。しかしながら、町外から体力があるところがどんどん大津町に進出している。

今までずっと大津町で頑張っていたところは守っていかなければならないので、しっかりと考えてもらいたい、いかがか。

答弁 今、町全体のD X化が問題になっているかと思いますが、これまで検討が遅れていたのは事実であります。

9月12日にD X推進本部会議を開催しますので、その会議で全庁の横串しになるD X化、個別の事業でコストがどれくらいかかるのかを縦串しとして検討していきます。

質疑 プレミアム商品券について、単純計算して事業費の約98%が委託費の計算になるが、高すぎるのではないか。

答弁 商品券のプレミアム額や金融機関が商品券を現金に換金するための手数料も含まれていますので、事務費の割合は高くなっていますが、単純に受託者の事務手数料として収益になるものではありません。

質疑 委託先は商工団体を想定していると思うが、補助事業として交付した方がオリジナルな工夫がされるのではないか、という意見が議場で出たがそれは出来るのか。

答弁 今回の交付金については、町がやりたい事業であり、事業者からやりたいと相談があった事業ではありません。

期間の問題や予算の関係もあり、委託相当であると判断いたしました。

質疑 費用対効果をどのように想定しているか。

答弁 今回のプレミアム商品券は物価高騰で困っている住民、事業者に対しての支援ですので、例えば4,000円のプレミアム商品券による購買意欲への上乗せではなく、1,000円のプレミアムによって住民の方の負担を減ら

し、事業者の支援につながる部分があるところを効果と考えています。

意見 国からの交付金にはなるが、どの事業をするにしてもある程度想定される効果を考えなければ、1,000万円は無駄になる。とりあえずやってみようというのは税金の場合は許されない。
効果を想定したうえでやらなければ、本来するべきではないのではないのか、今後またやるのであればしっかり想定したうえで取り組んでいただきたい。

質疑 今回のプレミアム商品券は、生活者支援と事業者支援の両方を兼ね備えている事業をしているというところで、この二つをやっていることで効果が見えづらくなっているのではないのか。直接、生活者や事業者を支援する仕組みを考えなかったのか。ターゲットを絞らなかつたのか。

答弁 今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、町でLPガスと給食費と、保育園幼稚園の副食費、子育て応援商品券という形で事業を進めさせていただいております。
まず財源等の枠の中で、何ができるのか、どうやって支援するのかを考えただ中では、今回のプレミアム商品券が、今年度最後の事業になると思いますが、その限られた枠の中で、目的に沿った事業として良いだろうという判断をさせていただいたところです。
この商品券を使って、町の中で経済を回していくという目的を数字で表せてはおりませんが、その目的は達成できるものと考えています。

質疑 ほかの県では、県と市町村で連携して事業をしているところがあるということだが、恐らく時間がなかったとも考えられるものの、今回、なぜ県と連携がとれなかったのか。

答弁 福岡、長崎、宮崎は県と連携して事業を実施しており、
宮崎県のホームページには、市町村と連携して事業を取組みますという事が掲載しており、県が積極的に動いている確認が取れていますが、熊本県が市町村と連携する事業を行っているか、期間的に短かった事もあり、そこまでは確認が出来ませんでした。

(産業振興部 企業振興課)

質疑 大津町とセミコンテクノパーク間の通勤バスについて、「大津支援学校前」

や「楽善」に新たなバス停を設置するとのことだが、乗降する人がいるということか。

答弁 セミコンテクノパーク内の企業にもヒアリングを行い、特に従業員の方が多く住んでいるエリアを通るようコースを設定しています。
現在、翔陽高校周辺も新興住宅が広がってきており、この辺りに住んでいる従業員の方もおられるようですので、今回、新たにバス停を設定させていただきました。

質疑 楽善交差点のコンビニに停車していたバスの乗降場が、今回新設する「楽善」のバス停に変更するのか。また、バス停の場所は広めたりするのか。

答弁 今、町で運行している本田技研工業と肥後大津駅間の通勤バスは、コンビニには停まっています。コンビニに停車しているバスは、企業が独自で運行されているバスと思われます。今回、大津町とセミコンテクノパーク間の通勤バス用のバス停を新たに設置することになりますが、道路拡張などはせず、現状のまま活用することになります。事前に警察などにも確認を取っており、短時間の停車であれば問題ないとの回答をいただいています。

質疑 「大津支援学校前」の停留所は、地権者の方に事前に承諾は得ているのか。

答弁 事前に承諾は得ています。

質疑 「大津支援学校前」のバス停の東側には、保育園の入口があり、保護者の送迎車も多く事故を起こさないか気になるが問題ないか。

答弁 バス停を設置する場所には、歩車道境界ブロックもなく、スペースも広く空いていますので、敷地内に寄せる形で利用したいと考えています。
今回の通勤バスは、渋滞対策の一環として実施しますので、バスが渋滞を引き起こさないように進めていきます。

質疑 共通定期券について、ほとんどの人が知らないのではないか。今後どのように周知していくのか。直接企業にもPRした方がよいのではないか。

答弁 今回の通勤バスも定期券の利用ができます。周知については、広報おおづ

や町のホームページなどでも行っていきます。また、セミコンテクノパーク内の企業は、ほとんどが原水駅を発着しているセミコンバスを利用されていますので、共通定期券があることも既にご存じですが、今回運行するバスでも利用できるように、しっかりと周知を行っていきます。

質疑 セミコンテクノパーク内の他の企業の近くにもバス停を設置してはどうかと本会議でも質疑があり、その答弁として「協議会でも協議している」との内容であったが、協議内容はこういったものか。

答弁 セミコンテクノパーク内の企業と菊陽町・合志市・熊本県で構成される「セミコン協議会」の中で、特に渋滞対策について協議する企画会議に、大津町や警察もオブザーバーとして参加し、信号制御や交通安全対策としての農道の通り抜け禁止について企業へ要望するなど、様々な渋滞対策について協議をしています。

一方で、バス停の場所については、セミコンテクノパーク内の企業とも協議を行っており、今回はJ A S Mと県立技術短期大学の2箇所を設定していますが、10月からの運行開始後、ルートやバス停の位置など、皆様のご意見を伺いながら、より多くの方に利用してもらえるよう改善を図っていきたいと考えています。

（ 都市整備部 都市計画課 ）

質疑 弁償金については、こういった内容なのか。

答弁 公営住宅で落書きが起きた事象について、復旧費用を加害者に求めるものです。

質疑 あけぼの団地の防水シートの災害見舞金は保険金の歳入にあたるのか。

答弁 全国公営住宅火災共済機構からの災害見舞金です。

（ 都市整備部 建設課 ）

質疑 工事で土の処分が発生した場合、町内で土捨て場として県に登録されている場所はどこか。

答弁 現在、町内で登録されている土捨て場は、高尾野地区と瀬田地区に1箇所ずつあります。

質疑 土捨て場の管理はされているのか。

答弁 普段から各業者により管理されています。

(都市整備部 下水道課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第58号 件名 令和7年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算(第1号)について

(産業振興部 農政課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第61号 件名 令和7年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について

(産業振興部 企業振興課)

質疑 工業団地の分譲に向けて、企業誘致の状況はいかがか。

答弁 東京や大阪など誘致のために企業訪問をしたり、展示会等でも工業団地の計画概要等についてもPRを行っていますが、これから本格的に進めていくことになります。他の自治体では、工業団地の造成完了前に予約募集を始められていますので、そういった情報も集めながら、継続的な税収確保や雇用などに繋がる企業を誘致できるよう、募集内容なども検討していきます。

質疑 募集する業種は半導体関連の企業を誘致すると説明があったが、大津町に既に立地している企業は対象としないという話も聞いたが、どのよう

に考えているのか。

答弁 これまで3回ほど住民説明会を行いました。近隣の住民の方からは、騒音や臭い、振動がないような企業を誘致して欲しいと要望を頂いております。町としても、半導体関連企業のうち、そういった生活環境に配慮していただける企業に売却できればと考え企業誘致を行っていますが、町内の企業を排除するといったことは検討していません。

質疑 企業連に加入している町内企業が買いたいという話があれば、優先して売却してもらえるのか。町内企業で既に購入意思がある企業がいれば、そのまま売却した方が早く売却先が決まって町にとっても良いのではないのか。

答弁 工業団地を整備し、企業に立地いただくことが目的ですので、一刻も早く売却したいとは考えていますが、今年度、実施設計を行い、来年秋頃には工事費を含めた全体事業費も出てきますので、令和8年度中に具体的に協議していきたいと考えています。町内企業の優先度を含めて、募集の内容につきましては、他の自治体の事例などを参考にしながら、これから検討していきます。

質疑 半導体関連企業を誘致したいと言われているが、従業員数は何人くらいを想定されているのか。

答弁 約200～300人を想定しています。

質疑 半導体関連企業であっても、トラックの出入りが多い企業が来た場合はどうするのか。早めに業種や公募内容を公表した方が良いのではないのか。企業はどのような制約があるのかが早めに知りたい。

答弁 現在、「半導体関連企業」ということで幅広く設定していますが、どこまで業種を絞るのかは今後検討していきます。

質疑 業種を絞ると言われるが、水の使用が多い企業が来るとどうなるのか。

答弁 工場から出る排水については浄化槽等を設置してもらい、処理した水を排出してもらうことになりますが、このエリアは下水道区域外になります。

すので、大量に水を排水することは難しい可能性があります。

質疑 企業が決まったらどのタイミングで教えてもらえるのか。一般的な流れでいくと、立地協定のタイミングが外部への公表時期となるのか。

答弁 選考方法や公表時期などは、今後検討していきますが、一般的な立地協定の流れでは、立地する企業が決まった後、熊本県を立会人として、企業・県・町と三者協定を締結しています。企業の公表意向を最優先としていますが、立地協定締結時点であれば、正式に公表できるタイミングとなりますので、その前後であれば、住民の方にもお知らせできると考えています。

質疑 担当課として、誘致する企業の手応えはあるのか。

答弁 現在、複数社から問い合わせをいただいています。

質疑 今年の3月10日の全協の中で、「工業団地の進捗について」スケジュールについても説明がされていたが、その中では令和7年度上期に「企業誘致・分譲」と記載されている。令和7年から分譲するという意味ではなかったのか。

答弁 周知やPRを含めた企業誘致は令和7年度から常時行っており、併せて分譲の準備も進めていくところで記載しています。令和7年から分譲するという意味ではありません。

質疑 水は大津菊陽水道企業団の上水道を利用するのか。井戸は掘らないのか。

答弁 事務所などで使われる水につきましては、大津菊陽水道企業団の上水道を利用する予定にしています。町として井戸を掘り、工業用水道として準備する予定はありません。立地される企業が井戸を掘る場合であれば、県等への届出や許可が必要になりますが、下水道区域外であるため、水を大量に排水することは難しい可能性があります。他のインフラを含めて、具体的な条件も示したうえで募集をしたいと考えています。

質疑 工業団地では、水は当然使うことになる。工業団地に供給して他の地域で水が不足することになるのは困る。つつじ台・桜丘等を含めて、産業誘致エリアと指定しているのであれば、水の供給についてどのように考えて

いるのか。

答弁 企業の水使用の見通しを把握しつつ、住民生活と企業活動双方にとって最適な供給体制を大津菊陽水道企業団と協議していきます。

質疑 議場でも質問があったが、繰越金の4億8,538万円について、地方財政法第7条「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」とあるが、これは、適用にはならないのか。

答弁 今回の繰越金は、用地取得に時間を要したため一時的に生じたもので、その原資はもともと一般会計から繰り入れた資金です。本来であれば、返還するのが妥当ですが、翌年度に同じ用地取得費として必要であったため繰り越し、地方債の借入についても、もともと5億3,010万円を借り入れて償還していく予定でしたが、繰越金を充当することで、借り入れせずに将来の償還負担を軽減することができております。以上のことから、本件の処理は財政健全化に資する合理的なものであると考えます。今後とも会計の目的や条例に沿った適正な財政運営に努めてまいります。

質疑 補正予算書の10ページに特定財源の内訳の「その他」には、繰越金は含まれているのか。

答弁 含まれています。

質疑 繰越金が含まれていれば、本来、継続費として設定する以前からあるため、一般財源に入れるべきではないのか。

答弁 今回のこの繰越金の原資は、一般会計から特別会計に繰入れたものです。工業団地整備事業特別会計は、特定の整備のためにつくられた特別会計ですので、その事業にしか充てられないものと認識しています。翌年度に繰越しをしたとしても、特定の財源に区分しておくことが適切であると認識していますが、今回の予算編成をする中で整理が不十分な部分もございましたので、その財源の組替えあたりが必要であれば、今年度中に対応します。

質疑 今回の予算措置について、各法に基づいて、適法であるという解釈でよいのか。

答弁 法の趣旨には反していないと考えています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第62号 件名 令和7年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

（ 都市整備部 下水道課 ）

質疑 浄化センターの包括的民間委託について、これまでの入札で応札が1社のみという状況が続いているが、処理場の管理委託を請け負うことができる事業者は少ないのか。

答弁 全国的にも処理施設の維持管理ができる業者が限られている状況であり、これまでの入札では1社のみの応札が続いています。

意見 価格が高止まりになるので、応札が1社しかないというのは解決すべき課題ではないかと思う。

質疑 処理施設の管理ができる業者は熊本県内に何社あるのか。

答弁 国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録規程により登録している業者は全国で577社、九州管内で85社です。熊本県内に何社あるかは把握していません。内容を見ますと、全国的に複数の処理場を管理している大手の業者もあれば、地元の処理場を管理するために組織された協同組合のようなものもあります。災害や機器の故障など緊急の対応が求められるなど地域性もあるため、請け負うことができる業者は限られてきます。

質疑 入札については、公平性を担保して実施できているのか。

答弁 入札については複数社の応札があるよう要件を考慮して実施しています。

意見 維持管理を請け負うことができる業者が限られるなかで、複数社の応札があるような仕組みづくりを検討してもらいたい。

質疑 これまでの入札はどのようなものだったのか。

答弁 技術提案型一般競争入札を採用しています。公告後、入札参加希望者から技術提案書の提出を受け付け、提案書の内容について審査会で審査し、合格者から応札を受け、落札者を決定するという流れです。

質疑 入札の方式を技術提案型から総合評価方式に変更した場合、メリットとデメリットはどのようなものが考えられるか。

答弁 総合評価方式の場合は技術の面と価格の面の両方を評価することになるので、コスト削減の効果が見込めるというメリットが考えられます。一方で価格競争の色合いが強くなれば、維持管理の品質低下を招く可能性も考えられることから、総合評価方式を導入する場合には環境や住民生活に影響を及ぼすことがないように、評価割合については慎重に見極める必要があると考えています。

意見 これまでの入札では1社のみによる入札だったため、競争原理が働いていない。入札方式を変更することで複数社による応札や価格の低減が実現する可能性があるのであれば、検討をしてもらいたい。

質疑 現在維持管理業務を行っている事業者以外では業務を請け負うことができないということか。

答弁 同程度以上の規模の処理場について維持管理を行っている業者であれば、できないということはないと思います。

質疑 現在維持管理を請け負っている業者は実績も信用もあることから、入札で覆す見込みがないことから応札がないのか。

答弁 これまでの入札においては、1社のみ参加ではあったものの、審査会における技術提案の審査については、公平公正に実施しています。公告する際には複数社応札があるよう要件などを考慮し門戸を広げている状況ではありますが、応札がないのが現状です。

質疑 新規で参入することを見送るということは、メリットがないと思われているということか。

答弁 下水道事業は利益を生み出す事業としてではなく、水質保全など社会の安全を守る事業という意味合いが強いので、民間企業としては収益事業として成り立ちにくい側面があることが、応札が限定的になる要因の一つと考えられます。

意見 今後の入札で複数社の応札があるよう取り組んでもらいたい。

質疑 共同企業体の職員に欠員が出た場合に、下請け業者から職員が派遣されることがあるのか。

答弁 現在、2社で共同企業体を組織しており、職員はその2社の正規職員が勤務しています。欠員が出た場合も、それぞれの会社から補充をしています。

質疑 共同企業体の中で役割分担をして業務にあたっているのか。

答弁 共同企業体の運営にあたっては、2社が一つの事業に協力してあたる共同管理方式を採用して業務にあたっていますが、法律上など専門性が必要な部分は分担して作業している状況です。

質疑 現在の共同企業体は2社で組織しているとのことだが、これまでもその2社だったのか。

答弁 平成20年度から包括的民間委託を採用していますが、その時から変わっていません。

質疑 下水道管理業協会の資料に、処理場に関する住民からの要望が増えているとの記述があるが、大津町ではどうか。それが業者の参入に影響を与えているのか。

答弁 処理場に関する住民からの要望は、特段受けていませんので、業者への影響もないと思われます。

質疑 令和15年度に予定しているという下水道使用料の改定について説明してほしい。

答弁 令和 6 年度に改定した経営戦略で示していますが、令和 10 年度に 17.29%、令和 15 年度に 11.25%と継続した使用料の改定が必要と見込んでいます。理由としては、人口の増加や半導体関連企業の給水量増加など使用料収入の増加も見込まれる一方で、水処理 4 系目の増設や処理場の機器更新、未整備地区の管路整備により、減価償却費が令和 16 年度には現在より約 3 億円増加する見込みであり、経費回収率 100%を達成するために使用料改定が必要と考えています。改定率については、今後の下水道事業運営審議会の中で十分検討していきますし、少しでも改定率を抑えられるよう使用料収入の増加や支出の削減に努めたいと考えています。

質疑 委託費用の積算に使用している「下水道施設維持管理積算要領」とはどういったものか。また、他の自治体でも利用実績があるのか。

答弁 「下水道施設維持管理積算要領」は公益財団法人日本下水道協会が発行している、業務ごとの積算要領が記載されたもので、処理場など下水道施設の維持管理を民間事業者に委託する場合の積算要領として活用しています。

他の自治体での利用実績は把握していませんが、本町が設計業務を委託しているコンサルタント業者もこの要領を使用して積算しており、他の自治体においても本町と同様の設計業務を請け負っていることから、この積算要領が活用されているものと推測されます。

質疑 補正予算書に「債務負担行為に関する調書」を添付すべきと考えるが、必要ないとした根拠はあるか。

答弁 「債務負担行為に関する調書」は、債務負担行為の過去、現在、将来の関係を把握しようとするもので、これまでは債務負担行為を設定して、その後の進捗を説明するために、翌年度の当初予算に添付するという運用をしていました。

今回ご指摘をいただき検討した結果、債務負担行為の設定と同時に添付することが適当という判断に至りましたので、次回から添付します。

質疑 地方公営企業法には予算書とともに調書を提出しなければならないと規定されているが、今回は添付しないということか。

答弁 債務負担行為に関する調書の記載内容は、債務負担行為の事項、限度額の

ほかに、前年度末までの支払義務発生額、当該年度以降の支払義務発生予定額、財源内訳となっています。これまでの取り扱いとしましては、債務負担限度額を設定した時点では前年度末までの支払義務発生額はなく、当該年度以降の支払義務発生予定額については限度額と同額であるということから翌年度の当初予算に添付するという運用をしていました。

質疑 添付しない場合でも議決できるのか。

答弁 調書については予算書の説明書という意味合いで、厳密には議決事項ではないことから、添付しない場合でも債務負担行為は効力を持つものと考えます。

質疑 次回から添付する決定もされており、今から添付することにさしたる労力がかからないのであれば、今回から添付すべきではないか。

答弁 今回から添付するよう訂正します。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第63号 件名 令和7年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

（ 都市整備部 下水道課 ）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決

認定第1号関連 件名 令和6年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について

（ 農業委員会 ）

質疑 農業委員や最適化推進委員が小委員会や研修等で出席する回数は月にど

のくらいか。

答弁 最適化推進委員については、担当地区で申請があった月の現地調査、定例総会には出席いただいています。農業委員については、現地調査は最適化推進委員と同様ですが、総会には全員出席いただいています。その他に、先月開催された最適化推進大会や先進地研修等の各種研修会にも参加いただいています。会長については、全国農業委員会会長大会や大規模な転用案件を審議する常設審議委員会等に出席される関係で、月に4、5回は出席いただいています。

質疑 毎年、耕作放棄地は増えていると認識している。主要な施策の成果の中で、荒廃農地解消率は目標値が9%に対して実績が15%となっているがどうか。

答弁 耕作放棄地解消事業で解消された分も含みますが、令和5年度以前の利用状況調査で耕作放棄地と判断された農地の中で、令和6年度調査で転用や基盤整備事業対象となった農地が多く確認されました。この場合にも耕作放棄地ではないと判断し、結果的に耕作放棄地面積が減少したことで目標値を超えました。なお、耕作放棄地が毎年増えている状況で、耕作再開が困難な農地に関しては非農地判断を行い、田畑から山林へ地目変更を行うことになっています。

質疑 主要な施策の成果の中で、農家戸数の根拠として令和2年農林業センサスと記載があるが、これは何か。

答弁 5年毎に実施される全国規模の農林業の統計調査です。農家戸数や経営内容、耕作面積等を把握できます。主要な施策の成果を作成するにあたり、最新の調査の確定値がまだ出ていませんので、前回調査の農家戸数を記載しています。

質疑 今年4月から、農地の貸し借りは農地中間管理機構を通したものに一本化されたが、しっかり運用はできているのか。

答弁 農政課で任用している会計年度任用職員が、週3日業務にあたっています。申し込みや契約について、農政課と農業委員会が協力して受付しています。

質疑 農地中間管理事業について知らない方や、中には事業の必要性について疑問視している方もいる。4月に一本化が開始されて、農家の方は受け入れられているのか。

答弁 事業について窓口で相談される方がいることは把握しております。その際には、農業委員会の職員及び会計年度任用職員でご理解いただくように説明をしています。

意見 事業に関しては、年度末頃に一度通知があったが、以降はなかったと把握している。定期的に通知を行い、事業を広く利用してもらえるように取り組んでもらいたい。

（ 産業振興部 農政課 ）

質疑 産地パワーアップ事業補助金返還金について、補助金返還の対象となった企業の経営状況の悪化はどうにもならなかったのか。

答弁 大津町内では真木を中心に農地を借りて経営されていました。本社は県外にありますが、新型コロナの影響を受け、本社の経営も悪化したためこのような状況になったものです。

質疑 産地パワーアップ事業補助金返還金について、補助金返還の対象となった企業と連絡はとれていたのか。

答弁 破産手続きを開始していたため、破産管財人と連絡を取り手続きを行いました。返還金はリース導入を行ったリース会社から町へ返還していたが、県へ返還しています。

質疑 かんしょ安定生産対策事業補助金が令和5年度より増額となった要因は何か。

答弁 令和5年度はかんしょの苗と苗床の消毒に対して補助を行っていましたが、令和6年度に事業の見直しを行い、かんしょ基腐病が発生した圃場の消毒も補助対象にしたことにより補助金支出の増額となりました。

質疑 経営開始資金補助金が令和5年度より増額となった要因は何か。

答弁 令和５年度は１経営体１人の認定新規就農者が対象でしたが、令和６年度は４経営体４人の認定新規就農者が対象となったため増額になりました。

質疑 山村広場トイレ改築工事について、多目的トイレにおむつ替え台が無かった。設計の段階で検討されなかったのか。

答弁 今回の整備では導入していませんが、現在、指定管理者により管理されていますので、今後は指定管理者とも協議をしていきたいと考えています。

質疑 かんしょ基腐病について、現在はどのような状況か。

答弁 少なからず発生していますが、大規模な発生はありません。苗と圃場の消毒、病気が発生したほ場については適正処分など、県北広域本部と連携し農家への指導に努めています。

質疑 今後は増えないと考えてよいか。

答弁 菌で発生しますので、対策をしても外部から入ってくる可能性があり、必ずしも発生しないものではありません。発生を防ぐために支援をしていますので、農家、県北広域本部と連携しながらより良い対策、周知に向けて今年度も進めているところです。今後も拡充を含め検討していきたいと考えています。

質疑 スマート農業推進支援事業補助金とくまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金は今後も継続される補助金なのか。

答弁 スマート農業推進支援事業補助金は令和６年度より開始された町の単独事業であり、現振興計画の最終年度である令和８年度までを目標に取り組んでいきたいと考えています。令和８年度以降は意見を踏まえたうえで、継続か見直しをするのか検討していきたいと考えています。くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金は県単独事業です。申請できる経営体が限られる事業ではありますが、町としても継続を要望していきたいと考えています。

質疑 スマート農業機械導入補助金は国、県も取り組んでいるが、町の事業の方

が取り組みやすいと感じる。国、県からの財源のみを町単独事業に充当することはできるのか。

答弁 国、県の補助事業は、それぞれの実施要綱に基づき行われており、財源のみ町事業に充当することは難しいと考えます。

意見 スマート農業推進支援事業補助金は十分な周知ができていると感じるが、国、県の事業は知らない方が多い。しっかりと周知をお願いする。

質疑 農業振興費の負担金、補助金および交付金の不用額が 500 万円程度あるが、内訳はどうか。

答弁 スマート農業推進支援事業補助金について、申請件数は計画を超えています。補助額が上限額 100 万円未満のものもあるため 300 万円程度の不要額が発生しており、その他の積み上げも合わせ 500 万円程度の不用額が発生しています。

質疑 経営開始資金補助金を新規で受給された方はいるのか。

答弁 農業次世代人材投資事業補助金は継続して受給されている方になります。こちらは令和 3 年で新規事業の募集を終了していますので、将来的にはこの補助金項目はなくなるものと認識しております。要綱の改正により経営開始資金補助金の名目で今後も継続していくものとなりますが、令和 5 年度から 1 人、令和 6 年度から新たに 3 人の認定新規就農者が受給されています。

質疑 認定新規就農者の 4 人は何を作られているのか。

答弁 甘藷が 2 人、アスパラガスが 1 人、露地野菜が 1 人です。

質疑 新規就農者へ向けた研修会などはしているか。

答弁 以前より JA 菊池、県北広域本部を含め実施されています。現在はメンター制度により先輩農家や県北広域本部等と一緒に就農状況確認を行うなど、町内で農業経営が継続できるよう支援を行っています。

質疑 主要な施策の成果のうち、矢護川地区経営体育成基盤整備と菊池台地農業用施設更新整備事業の実績が0となっているのは準備期間のためか。

答弁 お見込みのとおりです。

質疑 主要な施策の成果の町有林保育事業において、対象に記載されている針葉樹、広葉樹などは分けて記載するものなのか。また、環境の森とはどこのことか。

答弁 町有林のうち、針葉樹、広葉樹などそれぞれ管理しているため分けて記載しています。環境の森は旧東部清掃工場付近にあります。

質疑 大津北部畑総のパイプラインはどのようなものか。また、今後更新していくものなのか。

答弁 竜門ダムからの水を供給するためのものです。大津北部畑総圃場整備事業等で整備されたもので、国、県が管理しているものであり経年劣化のため更新事業を行うものです。

質疑 主要な施策の成果の農地中間管理機構事業において、目標値 20ha/年に対して令和6年度実績が 35ha/年となっている。目標値の見直しなどはないか。

答弁 令和7年4月より原則として農地の貸借は農地中間管理機構を通すことになっています。事前に周知していたこともあり、令和6年度中に貸借の期限がきた方は農地中間管理機構を通した貸借を行ったため実績が伸びたものです。目標値については農業委員会と連携し随時決めていきたいと考えています。

質疑 農地バンク貸付面積の実績の増加には矢護川地区圃場整備事業の分も含まれているか。

答弁 令和6年度実績には含まれていません。

（ 産業振興部 企業振興課 ）

質疑 企業連絡協議会の取り組みで、翔陽高校への企業ガイダンスなど人材確保

の取組みなどをされているが、採用の実績などはいかがか。

答弁 翔陽高校については、毎年約 270 名の卒業生がいますが、そのうち約半分の 120～130 名が就職者、残り半分が進学されている状況です。
就職者の中でも、県内就職が約 8～9 割、そのうち 2 割程度が、毎年大津町内の企業に就職されています。この割合は、ここ数年大きな変化はありませんが、より多くの生徒に大津町を選んでもらえるよう、人材確保の取組みを強化していきたいと考えています。

質疑 ある企業の方から、町外から新卒者を雇用する場合、例えば、あけぼの団地などの町営住宅の高層階が空いている状況ならば、企業が社宅として借り上げ、福利厚生として従業員に住まいを提供できれば、人材確保にも繋がるとの話があったが、どのように考えるか。

答弁 県外等から採用する場合は、企業がアパートを確保し社宅として提供されているところもあります。また、最近では、保護者の方も一緒に企業見学に来られているケースもあり、仕事の内容だけでなく、住宅家賃や周辺環境などについても就職するうえで重視されているようです。
町営住宅については、収入状況等の入居基準に基づき、入居判断されていますが、企業による借上げ等の活用については、担当課とも今後協議していきます。

意見 翔陽高校で実施されている企業ガイダンスの際、町外の学校の生徒を連れてくるような取組みはしていないのか。人材不足もある中、町外から人を呼び込むことも考えて欲しい。

答弁 町外の学校の生徒と合同で行うとなると、学校間の調整の関係から難しく、実施には至っていません。しかし、企業と進路指導の先生との意見交換会は町外の多くの学校にも参加いただき、顔の見える関係づくりとして毎年実施しています。
町外の学校の採用に繋がる取組みとしては、熊本連携中枢都市圏の取組みの中でも実施していますので、企業連の取組みと併せて進めていきます。

質疑 企業ガイダンスで、保育分野の業種も説明をしてもらったらどうか。保育士も人材不足で、今は人材派遣会社などをお願いしているところもある。

翔陽高校の生徒で保育士を希望する子もいるのであれば、ぜひ一緒に協力してもらうことも検討できないか。

答弁 企業ガイダンスについては、企業連絡協議会の取組みとなります。企業連絡協議会自体が、製造業を中心とした協議会になっていますので、保育分野などの別の業種を含めた形になれば、例えば「大津あけぼの会」などで人材確保に向けた取組みを検討していきたいと思います。

質疑 人材確保の一環として、中学生の職場体験も含めて、実習体験などは行っていないのか。

答弁 現状では、翔陽高校生を対象とした工場見学が直に現場を見る機会となっており、まだ中学生は対象としていません。また、大津高校は進学される生徒が多く、就職する生徒も毎年5～10人程と聞いており、主は翔陽高校と取組んでいる状況です。

なお、各中学校が主体となっていく職業体験で、企業連の企業が受入されているかどうかまでは把握できていませんが、町内に色々な企業やお店、職業があることを若い頃から理解し、将来の就職に繋がる可能性があるため、企業連の中でも検討したいと思います。

（ 産業振興部 商業観光課 ）

質疑 創業支援補助金は、本年度で終了するのか。

答弁 町全体の方針として3年間を目途にサンセット方式を行っており、現在の補助事業自体は一旦終了になります。

現状としては、廃止するか、近隣市町に合わせて、規模を縮小して継続するか、また新たにニーズがある補助金を創設するか、新年度予算も11月中には決めないといけないので、この補助金のあり方も含め、適切な補助事業について課内でも検討しているところです。

質疑 現状の補助では、例えば1,000万円の予算があって、2分の1補助の上限が100万にしたときは10人までしか支援できず、商工会に相談をした起業を考えている人の100%は申請できていない。要綱や申請タイミングの問題があると思うが、1,000万円の予算に対して3,879,000円しか申請がないのはもったいない。

前回一般質問をしたが、ある程度、節目節目とか、そのような区切りがあ

の方が良い。申請に向かって事業者と商工会の担当が計画して作るので、そういうところはしっかり考えた方が良いと思う。

答弁 商工会に相談されて、中には、とりあえず創業セミナーを受けに来たという方もいらっしゃるようですが、創業セミナーを受けられても、創業に繋がっていなかったり、創業されても、うまくいっているところもあれば、若干ちょっと行き詰まりを感じられているところもあったりします。確認はできますので、商工会とも連携をとりながら、サポートしていく形をきちんとできればと思っています。今年には月に1回程度、担当レベルで商工会と情報交換をしていますので、それも活用しながら、創業して補助金を支出して終わりではない形で取り組みをさせていただきたいと考えています。

質疑 創業支援補助金の事業概要に事業者を支援する事業と書いてあるが、補助金で支援するのはわかるが、補助金以外に支援はあるのか。

答弁 現状として、町からは、年に1回、3年間継続して事業の報告を受理し、状況を確認するにとどまっています。

意見 補助金だけの支援ではなく、それ以外の行政としてバックアップできるような支援が必要である。
せつかく税金を使っているので、効果が出るような制度にしないといけないのではないと思うので、その辺はしっかり見直していただきたい。

質疑 地蔵祭りについて、商工会が中心に行っているが、もう限界が来ている。来場者が何万人とくるイベントで、商工会の役員と青年部、女性部も丸一になって取り組んで、町民の方も喜ばれる祭りではあるが、協賛金関係の問題がある。
これまでは繰越金があったから何とか出来たが、おそらく来年からは同じようにはできないという話が出てくるだろう。
その時に、現在の祭りを維持するためには、町が中心になって、もう少し考えてもらわないといけないと思う。
地蔵祭り以外にも様々なイベントがあり、主催する側が町民の方に協賛金をもらいに行く中で、「何回も払わないといけない」や「協賛金ばかり」という声が多くなってきている。
コロナ明け直後は、「祭りはやってもらってよかった」という声もあった

が、祭りが多くなり、「協賛金ばかり払わないといけない」その様な声が上がってきている。

今の主催者側はボランティアでやっているが、今後は祭り自体を全て町が主体となる、それを考えていく時期かなと思う。

今度もオータムフェスタがある、それも協賛金頼みのところがあり、皆が町を盛り上げようとする中で、片や協賛金が払えないとなったら、それはまちづくりにはならないのではないかな。

祭りの実施方法や財源については、町でも検討されると思うがどうか。

答弁 確かに今物価もどんどん上がっていく中でもあり、今後祭りの主体がどこであるかも含めて検討させていただきます。

質疑 地蔵祭りに 650 万円は補助金が出ているわけだが、運営費は 1,000 万円ぐらいかかるのに 650 万円しか補助金はない。あとは、協賛金で賄っているが、350 万円ぐらい集めないといけないのに、大体 200 万円程度しか集まらない、その実態を町は把握しているのか。

答弁 地蔵祭りは実行委員会形式になっており、その中で商工会と会員を中心に大変頑張っているところですよ。

町も実行委員会の中に入っていますので、実行委員会議や運営委員会議で、予算や決算や現状の話は聞いています。協賛金については第2回実行委員会議の時に目標に足りない状況であるという話を伺っています。

意見 現状として、他の市町村は、ほとんどイベント会社に委託している。

菊陽町や合志市はおそらくこの補助金どころの金額ではない。

まず、町として、こうやってまちづくりの事業でもある祭りをする時に、町民に負担を求めたら駄目で、その費用の負担は町でしっかりしてもらいたい。

どこかのタイミングで他の市町村と同様の形にシフトしていかないといけないのではないかな。

一部を委託するなどしないと、これから先、大津町に続いてきた伝統や文化を維持するのは非常に難しくなってくると考える。

歴史と伝統の地蔵祭を主催する立場として、みんなボランティアはがんばるだろうが、今は、協賛金の集金にまわるような時代ではない。

質疑 つつじの里作り事業について、これは何年も続けているが、成果の実績数値として花はどれぐらい植えたのか。

答弁 成果につきまして、花苗は1年限りなので地元の方で毎年道路を彩っていただいています。

つつじ苗については基本的には1回植えて、根付いてくれてそこに花が咲き続けるというところですが、最初の3年間の根付くまでが難しいという話は聞いています。

成果の把握は確かに課題と感じているところですので、精査をさせてもらいたいと考えています。

質疑 20 数年近く各区長さんを通じて配っているから、結果も確認した方が良い。やはり植えっぱなしではなくて、区長さんに聞いて状況は把握した方が良いのでないか。

答弁 ご指摘通り、つつじの苗配布はかなり前から取り組んでいますので、結果については整理をさせていただきたいと考えています。

（ 都市整備部 都市計画課 ）

質疑 公園長寿命化対策支援事業工事の実績として、ベンチの設置、電灯交換とあるがどこに設置したものか。

答弁 杉水公園にベンチを設置し、昭和園で電灯の更新を実施しています。

質疑 道路整備計画策定業務委託の成果は。

答弁 慢性化している渋滞対策や交通の円滑化のため、交通量調査や交通量推計を実施し、大津町の課題である南北を繋ぐ新規幹線道路の効果的な設定箇所を設定しました。これを基に都市計画マスタープランの改定に向けた検討を進めており、必要な道路をマスタープランに反映させる予定です。

質疑 細かい生活道路についてはどう考えているのか。

答弁 生活道路については、これまでどおり建設課の方で随時、要望を受け付け、優先順位をつけて対応を行っていきます。

質疑 都市計画マスタープランに掲載するのはどの道路か。

答弁 今回検討を行った南北道路や町道三吉原北出口線などを予定しています。

質疑 都市計画マスタープランはいつ完成するのか。

答弁 令和6年から令和7年の2か年で策定するもので、令和8年3月完成予定となります。

質疑 平成28年に策定された公園施設長寿命化計画では、最初の5年間で昭和園、杉水公園、清正公道公園のトイレの整備等が計画されていたが、計画は後ろにずれ込んでいるのか。

答弁 いずれの公園のトイレに関しても改築が完了しています。他の公園施設につきましても、長寿命化計画に則って適切な時期に事業を実施していきます。

質疑 公営住宅の現在の空き部屋の状況について、空き部屋はやはり高層階が多いのか。

答弁 全体の管理戸数は868戸で入居戸数は704戸、空き部屋の数164戸で、空き部屋率は2割程度です。空き部屋のうち60戸ほどは西嶽団地や立石団地などで、老朽化のため募集を停止しています。残り100件ほどは募集中で、ほとんどがあけぼの団地の部屋です。その中でも、高層階の空き部屋が目立ちます。

質疑 高層階の空き部屋について、有効活用を検討する必要があるのではないか。

答弁 高層階の空き部屋については、現在、有効活用に向けた検討を進めています。

質疑 公営住宅の管理運営について、近隣市町村では民間が管理運営を実施しているところもある。町でもそういう考えがあるという話はあったが、進捗状況はどうなっているのか。

答弁 現在、菊池市などでは、指定管理を導入して、公営住宅の管理運営を実施

しているところがあります。指定管理をすでに導入している近隣市町村の導入後の状況についてヒアリングを行ったり、リスク分担、費用対効果、仕様書の参考案などを作成しながら庁内で調整中です。できる限り早く検討を進めていきたいと考えています。

質疑 指定管理の導入の話になるが、これだけ滞納額が多いとだれも民間の業者は手を上げない可能性があるのではないか。借金を民間に押し付けるような形ではなく、一旦滞納額をゼロにして管理を引き渡すべきではないか。

答弁 指定管理導入における役割分担などについては、現在、検討中ですが、家賃の徴収方法については、過年度分など高額な滞納者などは、町職員が対応するなど検討していきます。

質疑 延滞金や督促料の金額があるが、本当に家賃の支払いが厳しい入居者については、滞納額が増えてどうしようもなくなる前に、福祉部門との連携などを行い改善策など検討しているのか。

答弁 月に1回、包括化推進会議という会議で、滞納の多い方や生活実態が分からない方について、福祉部門と情報共有を行い、連携しながら状況を把握しています。また、滞納の初期段階から連携できるものについては、個別に情報共有を実施していきます。

質疑 駐車場管理の件だが、立石団地に整備した駐車場は、どのような状況になっているか。

答弁 立石団地には駐車場を10区画整備しました。立石団地入居者により4つ使用されています。さらに立石第二団地の入居者が、立石第二団地の南側に停めづらい縦列駐車のある区画があるのですが、その区画の代わりとして3つ使用されています。空き区画は3つとなっています。

質疑 家賃の滞納は、結局何件でいくらになるか。滞納者は全体で何名か。また、その解消に向けての取り組みはどうなっているのか。

答弁 現年分が34戸で2,829,370円、過年分が20戸で9,126,136円、合計が11,955,506円です。滞納者は100人弱です。毎月の家賃プラスαのお支

払い、またボーナスでのまとまった収入の際に解消してもらっています。過年度分につきましては、なかなか滞納を解消できていない実情がありますが、20戸中12戸は分納誓約を結んでいます。1戸は不能欠損で6,200円を処理しています。その他7戸は、連絡に応じない場合や、生活実態が無い等のケースですので、裁判など法的な対処を含めて対応していくところで考えています。

（ 都市整備部 建設課 ）

質疑 主要な施策の成果に記載されている「計画的な幹線道路等の整備」及び「地方創生整備推進交付金事業」の成果指標の目標値がいずれも100%になっている。実績がいずれも低い要因はなにか。

答弁 「計画的な幹線道路等の整備」では、県道瀬田竜田線及び県道瀬田熊本線2路線について、予定している道路改良区間が完成した際に目標値が100%となるように設定しています。したがって、現在の事業進捗を実績として記載していますので、低くなっていますが、事業主体である熊本県と引き続き連携しながら推進していきたいと考えています。また、「地方創生整備推進交付金事業」につきましては、町道8路線と農道1路線、林道1路線で舗装打替の延長が目標値となっており、令和5年度に舗装構造調査を行い、令和6年度から舗装と同時に路盤改良が必要な路線を中心に工事を行っています。路盤改良は、工事費が大きくなるため、工事の施工延長が短くなることから、進捗率が低くあらわされてしまいますが、令和7年度で概ね路盤改良をしなければならない路線が完了しますので、以降は舗装打替のみの施工を実施し令和9年度までに事業が完了する予定です。

質疑 植樹帯剪定等管理業務委託で行っているツツジの剪定は、具体的に切る高さなどは決まっているのか。

答弁 剪定する高さまでは具体的に決めていませんが、植樹帯の生育に悪影響を及ぼさないよう適切に管理をお願いしているところです。一方、私有地などから道路に出る際、植樹帯が死角となり、車両の確認ができないなどといった場所については、地元の方々と相談しながら視距確保ができるよう低く剪定することもあります。

質疑 維持工事の中で、町道三吉原北出口線の歩道整備を行っているが、施工箇

所以外にも街路樹の根が歩道の縁石や舗装を持ち上げ、歩道がでこぼこで通行に支障が出ている箇所がある。特に、日吉ヶ丘区の西側出入口付近に悪い箇所があるが、引き続き整備を行っていく予定はあるのか。

答弁 安全に通行できるよう、本路線に限らず通行に支障がある危険な箇所については、適宜対応していきたいと考えています。

意見 この路線は、日頃から小中高生が通学時に利用している。引き続き適切な維持管理に努めてほしい。

質疑 道路維持に関しては、令和6年度から会計年度任用職員を雇用し、対応していると思うが、業者による維持修繕委託とのすみわけはどのようにしているのか。

答弁 まず、会計年度任用職員による作業については、道路不具合報告フォームやパトロール中に発見したポットホール（穴ぼこ）の補修、草刈りなど比較的軽微な作業を行っています。また、業務委託では、重機や資材等を使った専門的な知識や技術を要する作業を中心に行っているところです。

意見 会計年度任用職員を雇用して以降、道路の不具合などの対応が早くなったと地域住民の方から聞くようになった。私自身も同感である。屋外の作業で大変だとは思いますが、引き続きよろしく願いしたい。

質疑 横断歩道や白線などの安全施設を担当する部署はどこか。

答弁 本町では防災交通課が所管課となります。

質疑 道路維持費の修繕料はどのように推移しているのか。

答弁 道路維持費における修繕料の近年の推移につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて大きく減少しています。これは、より早急な対応ができる様、維持修繕委託に振り分けたことが要因です。修繕料と維持修繕委託を合わせた金額でみますと、年々増加傾向にあります。

意見 道路などのインフラ整備については、ある程度ピークを迎えており、今後は維持管理が課題となる。維持管理に関する予算を確保し、道路管理者と

して適切な対応をお願いしたい。

(都市整備部 下水道課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第3号 件名 令和6年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託
特別会計歳入歳出決算の認定について

(産業振興部 農政課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第6号 件名 令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

(産業振興部 企業振興課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第7号 件名 令和6年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算
の認定について

(工業用水道課)

質疑 新たな水源地を設ける予定とのことだが、企業の設備投資の時期に間に合うのか。

答弁 供用開始まで約3年を見込んでいますので、掘削が可能かを調べる電気探査業務を早期に実施できればと考えています。

意見 企業活動にも影響するため、後手に回らないようにしてもらいたい。

質疑 各企業の要望はどのように把握して、今後どのようなスケジュールで進めていくのか。

答弁 7月に工業用水道を使用する企業向けにアンケートを実施した結果、令和11年頃にかけて使用水量が増加する見込みであることがわかりましたので、令和7年12月補正で電気探査業務の予算を計上し、4カ月程度かけて調査を実施したいと考えています。
その後、さく井（さくせい）の実施設計と工事で約1年、設備や管敷設の実施設計に約4カ月、管敷設工事に10カ月程度かかる見込みです。

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第8号 件名 令和6年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について
（ 都市整備部 下水道課 ）

質疑 農業集落排水の杉水と矢護川を統合する計画があったと思うが、現在はどうなっているか。

答弁 杉水地区において人口が増加しており、処理場への流入量が増加傾向にあることから、状況を注視しています。

質疑 護川小学校周辺で住宅開発が進んでいるが、農業集落排水に接続しているのか。

答弁 農業集落排水の管渠に接続し、杉水浄化センターで処理しています。

質疑 農業集落排水は農家以外の住宅も接続できるのか。

答弁 農業集落排水事業は、農業集落地域の生活環境をより良くするための事

業であることから、地域内に住む農家以外の住宅も接続することで、環境改善を図っています。管の敷設はすべて終了し事業としては完了していますので、接続する場合には、開発事業者の負担で接続してもらうことになります。

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第9号 件名 令和6年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

(都市整備部 下水道課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で認定